

予防接種についてのお知らせ

10月1日から
B型肝炎ワクチンが
定期予防接種になります

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすことがあります。

ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。定期予防接種の対象者には、B型肝炎接種依頼書兼予診票（複写式）をお送りしています。

なお、任意接種（自費）で受けたことがある方は、既に接種した回数分接種を受けたものとみなし、残りの接種を定期予防接種として行うことができます。また、Hbs（B型肝炎）抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付によりB型肝炎ワクチンを受けた方は定期予防接種の対象とはなりません。

ご不明な点がありましたら、保健福祉総合センターまでご相談ください。

対象年齢／生後2カ月から1歳になる前日まで
※ただし、平成28年4月1日以降に生まれた者に限る。

接種方法／生後2カ月から生後9カ月までの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日（20週）以上の間隔をおいて1回接種

医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表2のとおりです。町外の医療機関で接種を希望する方は、事前に保健福祉総合センターへご相談ください。

持参するもの／B型肝炎予防接種依頼書兼予診票（複写式）、健康保険証、母子健康手帳、保護者が同伴できない場合は委任状

費用／無料

※全額公費負担です。平成28年10月1日以前に受けた任意接種の還付（返金）はありません。



実施中
です
高齢者用肺炎球菌ワクチン
予防接種

肺

肺炎は、病原体等の感染により肺に炎症が起きる病気で、悪性新生物、心疾患に次いで死亡原因の第3位となっています。高齢者が肺炎にかかり急速に症状が進んだ場合、抗生物質等の治療では間に合わないことも少なくありません。

肺炎球菌ワクチンは、免疫がつかまでに3週間ほどかかります。すべての肺炎球菌を予防することはできませんが、1回の予防接種で5年以上免疫が持続するといわれています。対象となる方は、風邪インフルエンザが流行する前にぜひ予防接種を受けてください。

接種期間／平成29年3月31日（金）まで

表1【平成28年度高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者】

区分	年齢	生年月日等
定期 予防接種	65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
	70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
	75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
	80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
	85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
	90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
	95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生
行政措置 予防接種	100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生
	接種日に60歳以上65歳未満の方	心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級程度）
行政措置 予防接種	接種日に65歳以上の方	上記の定期対象年齢以外の方

対象／町内に在住し、過去に一度も肺炎球菌ワクチン予防接種（自費）で受けたものも含む（受けていない方で、表1のいずれかに該当する方）

医療機関／町が契約している表2の医療機関で予防接種を受けられます。表2以外の福祉総合センターへご相談ください。

持参するもの／高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳

個人負担額／4000円

※接種料金8000円のうち町が4000円を負担します。個人負担4000円を契約医療機関の窓口にお支払いください。なお、生活保護世帯の方のみ全額公費負担となります。ただし、公費負担は1人1回限りとなります。

その他／長期にわたり療養が必要となる疾患等（重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に障害を生じさせる重篤な疾病、白血病、再生不良性貧血、重篤筋無力症等）の特別な事情により、接種期間に予防接種を受けられなかった方は、当該事由が消滅してから1年以内であれば定期予防接種として受けることができます。該当すると思われる方は、予防接種を受ける前に保健福祉総合センターへご相談ください。

申し込み／事前に電話で保健福祉総合センターへお申し込みください。高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票を送付します。

始まり
ます
高齢者インフルエンザ
予防接種

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスによる感染症です。のどの痛みや鼻水、くしゃみ、せきなどが似たような症状がみられますが、38℃以上の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身に現れる症状が風邪とは異なり、重症化する命の危険を伴います。特に高齢者の場合、体力や免疫力が低下しており、インフルエンザをきっかけに心臓病や糖尿病、喘息等の持病を悪化させる危険性があります。

インフルエンザ予防接種は、効果が現れるまでにワクチン接種から2週間程度かかり、約5カ月間効果が持続するといわれています。例年、インフルエンザは12月下旬から翌年の1月上旬に本格的に流行しますので、遅くとも12月中旬までに接種を受けることをお勧めします。予防接種を希望する方は、事前に医療機関へ予約したうえで、体調が良い時に受けてください。

接種期間／10月20日（木）～12月25日（日）

対象／接種日現在、町内に在住の方

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級程度の方）

医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表2のとおりです。直接医療機関へ予約してください。高齢者インフルエンザ予防接種依頼書兼予診票は、町内の医療機関に設置しています。町外で接種を希望する方は、事前に保健福祉総合センターへご相談ください。また、契約外の医療機関での接種は償還払いとなりますので、この場合も事前に保健福祉総合センターへご相談ください。

持参するもの／高齢者インフルエンザ予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳

個人負担額／1000円

※接種料金4540円のうち町が3540円を負担します。個人負担1000円を契約医療機関の窓口にお支払いください。なお、生活保護世帯の方のみ全額公費負担となります。ただし、公費負担は1年度につき1人1回限りとなります。

表2 町内の予防接種契約医療機関名簿

契約医療機関	電話番号	住所	B型肝炎	肺炎球菌	インフルエンザ
五十嵐整形外科医院	580・1482	寄居町大字桜沢1017-5		○	○
市川医院	581・0535	寄居町大字寄居1056		○	○
おぶすま診療所	582・2211	寄居町大字赤浜965-2	○	○	○
小久保医院	584・2030	寄居町大字用土2176-2		○	○
埼玉よりい病院	579・2788	寄居町大字用土395	○	○	○
佐伯医院	581・0204	寄居町大字寄居988	○	○	○
清水医院	581・0051	寄居町大字寄居657		○	○
高間クリニック	581・0751	寄居町大字寄居671-3		○	○
田中医院	582・0015	寄居町大字赤浜1157		○	○
林りくろう診療所	584・7545	寄居町大字用土5402-6		○	○
はらしま医院	586・0081	寄居町大字保田原163-7		○	○
藤野クリニック	581・1035	寄居町大字寄居1153-1	○	○	○
松本医院	581・1106	寄居町大字寄居886-2	○	○	○
山田整形外科内科医院	581・6761	寄居町大字桜沢218-5		○	○
用土医院	579・1555	寄居町大字用土2225-4	○	○	○
寄居本町クリニック	580・2550	寄居町大字寄居808-1		○	○

インフルエンザ予防接種と高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を別日に受ける場合は、6日以上の間隔をおいて接種をお受けください。

健康被害救済制度：『予防接種法』に基づく定期の予防接種後に、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合は『予防接種法』に基づく救済制度があります。行政措置予防接種後に、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合は『寄居町予防接種事故災害規定』および『独立行政法人医薬品医療機器総合機構法』による救済制度が受けられます。

詳しくは、保健福祉総合センターへお問合せください。

■問合せ先／保健福祉総合センター（☎5801-8500）